

# 令和7年度 豊田市立中山小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

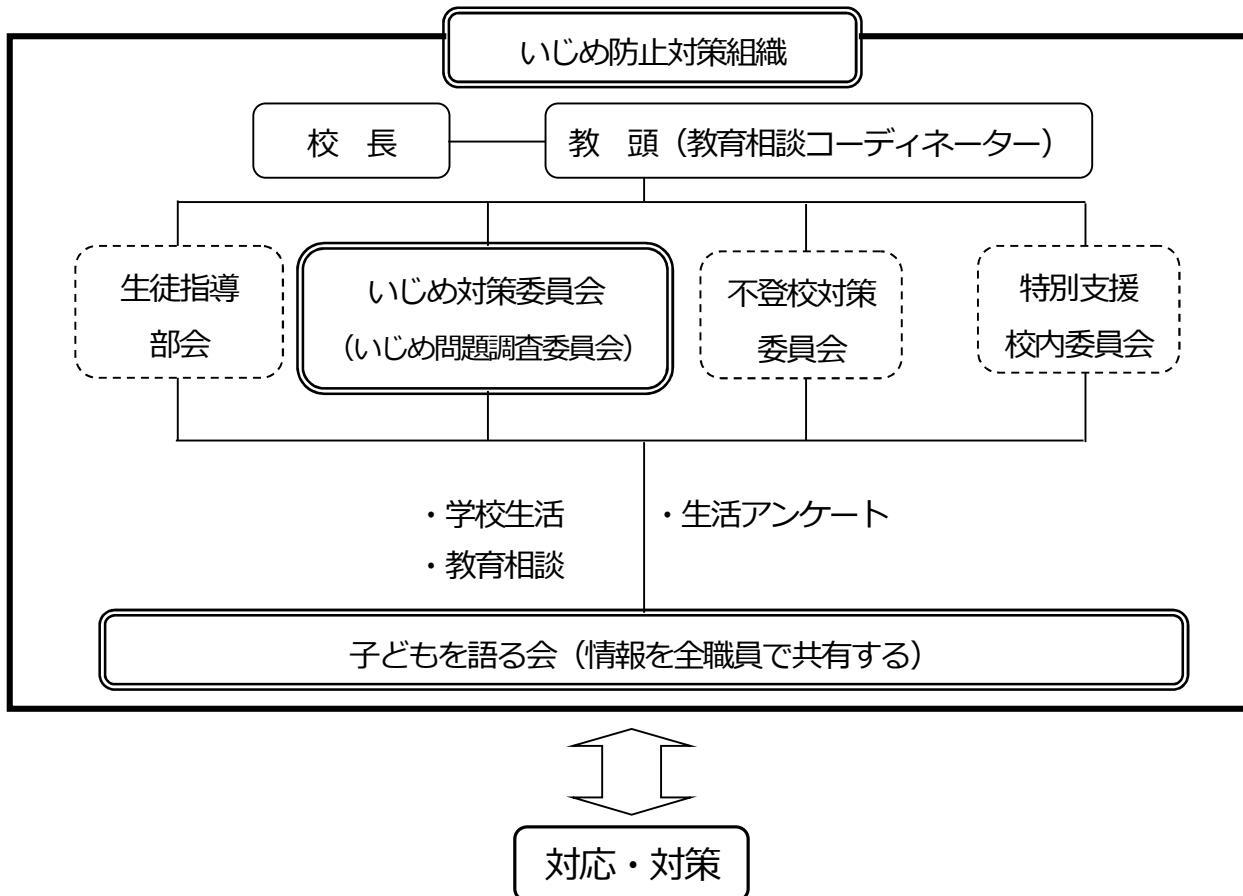
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（生活アンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童（生徒）や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページや学校メール等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消は3か月を目安として判断をする。判断に際しては、その後も児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

（2）いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞

- |       |                   |         |
|-------|-------------------|---------|
| ○校長   | ○教頭（教育相談コーディネーター） | ○教務主任   |
| ○校務主任 | ○教育相談主任           | ○生徒指導主任 |
| ○学年主任 | ○養護教諭             | 等       |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー |
| ○主任児童委員     | ○PTCA委員 等      |

（3）「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

（4）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ いじめ対策委員会がない月には、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく人間関係づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

カ 感染症等に関するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

#### (2) 早期発見の取組

ア 教育相談アンケート（生活アンケートを毎月）や教育相談を定期的（7月、11月の年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を偶数月（8月分は9月に行う）に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

オ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

#### (3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

##### 〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童（生徒）が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童（生徒）の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童（生徒）や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、2月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

## **6 その他**

- (1) いじめの防止に関する校内研修（O J T研修）を定期的に計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童（生徒）、保護者へ相談室やSCの活用を周知</li> <li>○学年開き</li> <li>○保健指導（心と体の成長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童（生徒）、保護者へいじめ相談窓口を周知</li> <li>○身体測定</li> <li>○生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業参観</li> <li>○基本方針のホームページへの掲載</li> </ul>
5月		○いじめ対策委員会		○生活アンケート	
6月		○子どもを語る会	○情報モラル指導（ネットモラル）	○生活アンケート ○学校運営協議会 ○学校公開	
7月		○いじめ対策委員会 ○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証		○「教育相談アンケート」 ○教育相談周間	
8月		○中間評価→検証			
9月		○いじめ対策委員会 ○子どもを語る会		○身体測定 ○生活アンケート ○学校公開	
10月		○子どもを語る会		○生活アンケート	
11月		○いじめ対策委員会		○保護者への学校評価アンケート ○運動会	
12月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○子どもを語る会	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動	○生活アンケート ○個別懇談会	
1月		○いじめ対策委員会	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○生活アンケート	
2月		○学校自己評価 ○子どもを語る会		○授業参観 ○学校運営協議会、学校評価結果報告 ○学校評価アンケートの保護者への結果報告	
3月		○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会 ○子どもを語る会	○卒業生を送る会	◇文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 ○生活アンケート ○学校自己評価の結果を検証	
通年		○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談（火・金） ○心の相談員による相談（月・火・木）	



## いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）



毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度が現れていないか確認してみましょう。

※お子様の様子が該当するチェック項目について□をご記入ください。

### ○お子さんが「いじめ」を受けていませんか？

- 朝（登校前） 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。  
朝になると「体の具合が悪い」と言い、学校を休みたがる。  
欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。  
遅刻や早退が増えた。  
食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりした。
- 夕（下校後） 勉強しなくなる。集中力がない。  
家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。  
遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。  
親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。  
交友関係が変わった。  
電話やメールの着信音におびえる。
- 夜（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。  
家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。  
ささいなことでいらいらしたり、物にあたったりする。  
学校や友だちの話題が減った。  
自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。  
理由をはっきり言わないあざや、傷あとがある。  
自分の物を触られるのを嫌がる。  
スマホやパソコン（オンラインゲームを含む）をいつも気にしている。
- 夜間（就寝後） 寝つきが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続く。  
学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。  
教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。  
服がよごれていったり、破れていたりする。  
スマホやオンラインゲームを確認すると、悪口を言われていたりやりとりを消した形跡があつたりする。

### ○お子さんが「いじめ」をしていませんか？

\*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉遣いが悪くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。  
交友関係が変わった。  
買ったおぼえのない物を持っている。  
与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

※チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」を参考にしました。